

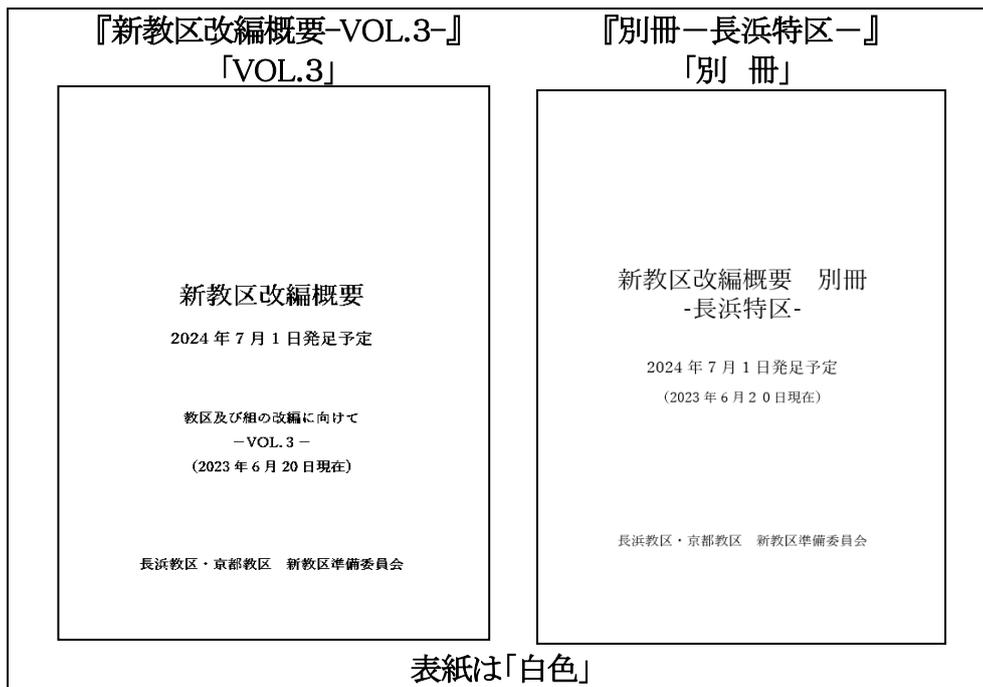
新教区準備委員会の進捗状況について（報告）

（2023年8月28日作成 NO.12）

長浜教区・京都教区新教区準備委員会では、これまでの協議してきたことを『新教区改編概要-VOL.3-』（以下「VOL.3」という。）及び『新教区改編概要 別冊-長浜特区-』（以下「別冊」という。）としてまとめ、先月号の管内「月報」とともに、各寺院へ（内訳：寺院分各1冊＋組門徒会員数分）送付いたしました。

現在、「VOL.3」と「別冊」を用いて、各組で改編の協議の進捗状況や、2024年7月1日に発足する新教区像についてお伝えしております。

なお、京都教区でも「VOL.3」・「別冊」を教務所長各組巡回に先立って教区内に配付し、説明が各組で行われています。



1:「VOL.3」及び「別冊」の要点について

特にお読みいただきたい箇所について、箇条書きにて紹介いたします。（掲載している頁については、「VOL.3」・「別冊」の頁を参照ください）

① 「VOL.3」について

- ・「表紙」裏面の枠内、「用語の整理」をご確認のうえお読みください。

・4頁:「長浜教区・京都教区新教区準備委員会議決事項報告書」(素案)は、2024年3月に新教区準備委員会で議決する内容を掲載しており、この記載事項が議決されますと、新教区発足の準備が整うことになります。

また、2023年の教区会及び教区門徒会(臨時会)において、既にご承認いただいている(1)から(6)の6つの基本事項(4頁～5頁)に加えて、6頁以降は、教化・組織・財務に関する事項を掲載しています。

ただし、6頁:「2.新教区発足年度における教化研修計画に関する事項」については、現在協議中であるため「VOL.3」には記載しておりませんが、来年2月までに作成を予定している「VOL.4」には、新教区の教化組織体制・教化計画等を掲載いたします。また、「3.新教区発足年度の歳入歳出予算(概算)に関する事項」は、現在、新教区の教化事業の方針について協議中ですので、そうした方針が定めれば、予算措置がなされ各会計の予算を明記します。

・6頁:「4.新教区の教区役職者に関する事項」は、10頁～11頁の「京都教区における役職者選定スケジュール」のとおり、新教区発足にあわせて新たな役職者が選定され、教区会と教区門徒会は、合同にて開催されることになります。

・7頁:「5.新教区における議事細則、規則・規程等に関する事項」は、新教区が発足するにあたって必要な諸規則の一覧を掲載しています。

・8頁:「6.その他必要な事項」には、新教区の「宗派経常費の御依頼割当基準」、「教区費及び会館護持金の賦課基準」について記載しております。宗派経常費御依頼は、当面の間、旧教区で使用してきた割当基準をそれぞれ用いて、別々に割当されることとなりますが、最終的には教区内同一の基準で割当できるようにいたします。

ただし、教区費については、長浜・京都教区統一の基準で賦課徴収する予定で協議しております。

・9頁:「会館護持金」は、新教区において新たに賦課を予定しています。また、長浜教区の共済制度は、新教区発足にあたり廃止するため、2023年度は教区共済拠出金の徴収はいたしません。共済金の給付は、申請に応じて給付いたします。(詳細は、『2023年度長浜教区教務所長各組巡回連絡事項』3頁～4頁を参照ください)

・12頁～13頁:「新教区発足までのタイムスケジュール」、14頁～:教化関係資料、21頁～:組織関係資料、26頁～:財務関係資料。29頁～:長浜特区関係資料。なお、「長浜特区」については、「別

冊」として詳細をまとめました。

- ・35頁:「新教区の予算概要」を記載しております。改編の大きな前提として、「新教区発足時は、2019年度の1門徒指数あたりのご負担額を超えない」という方針に基づいて、新教区の予算を作成しており、この方針を違えることがないよう、今後も新教区の予算を協議していきます。
- ・46頁:新教区準備委員会において、両教区間の取り組みだけでは克服できない課題について、宗務総長に対し「長浜教区・京都教区の改編に係る要望事項について」(要望書)を提出いたしました。

② 「別冊」について

- ・1頁:現長浜教区を「長浜特区」として、教化の拠点として位置づけ、長浜教務支所には教化に関する事務を行う職員が配置されます。
 - ・2頁～5頁:「長浜教区の教化について」。2頁～3頁の内容を図に表したのが、4頁～5頁です。長浜教務支所には支所の職員が配置されます。長浜教務支所の職員は、新教区の教務所長から指示を受け業務を行います。一方、長浜・五村両別院の職員は、改編後は、宗派から任命される別院輪番(専任輪番)から指示を受け、業務を行うこととなります。そのため長浜教化センター業務の指示系統を一元化するために、長浜教化センター長に別院輪番が就任し、長浜教務支所の職員と別院の職員が長浜教化センター長である輪番からの指示のもとに、特区・別院崇敬区域の教化事業のあたる体制をとります。
 - ・5頁:長浜教化センターの組織については、教化事業計画案については、企画室が中心となり教化事業についての企画(事業計画案)を作成し、教化センター本部会にてさらに協議を行い、その方針に従い、各部門が主体的に教化事業を実施いたします。
- また、事業計画案については、教化センター長である輪番、別院や諸団体の代表者で組織する、長浜教化センター総会にて審議を行います。
- なお、この教化組織は、長浜教区教化委員会の「教化本部制」を踏襲しております。
- ・6頁:「3.長浜特区の教化事業について」は、現在、教区教化本部及び別院教化推進委員会で協議が行われていますので、「VOL.4」にてお知らせいたします。
 - ・7頁「4.長浜・五村別院職員体制について」は、教務支所では教化事業の他に、現金収受が伴わな

い事務を行います。

ただし、発足初年度は、混乱を避けるため教務所から会計担当者を派遣し、期間を定めて収納事務を行います。

- ・8頁:別院を中心とした体制とするため、現長浜教区の全ての組長及び組門徒会長が、両別院の院議会議員・常議員に就任いただくことを目的として、2024年の新教区発足までに、両別院の規則の改正を予定しております。
- ・9頁:長浜教化センターの会計については、長浜別院の一般会計の中で経理し、予算・決算等の審議は、別院院議会で審議します。

2:意見をお寄せいただきたい件について

「VOL.3」25頁の「6.投票区について」の内容で、投票区の組並びに組長・組長寺院・立会人の負担軽減、並びに立ち会う宗務役員の人数が足りないという課題から、投票区を削減するべく検討いたしております。投票所から公共交通機関を用いて、1時間半程度で移動できる地域を合併し、長浜・敦賀・湖東・湖西地区を滋賀投票区として、長浜教務支所を投票所とする1投票区にする案を協議しています。投票区が広域になることに対しのご意見がございましたら、教務所までお届けいただくか、巡回等でご発言ください。

3:今後の日程について

- ・各組巡回でいただいた意見・質疑を取りまとめ、新教区準備委員会で協議します。
 - ・現在協議中の箇所も含め、新教区発足時の教化体制・組織機構・予算等を掲載した「VOL.4」を作成して、明年1月から2月に掛けて、各組を巡回して説明することを予定しております。
 - ・改編に関する説明は、組主催での説明会の他に、同様の内容にて教区主催でも開催します。
- 詳細は、今月号の管内「月報」を参照ください。

2回開催の内のいずれかにお申込みください。

1	開催日	【第1回】	9月28日(木)	午後3時から
		【第2回】	9月30日(土)	午後7時から
2	会場	長浜教務所(大谷会館講堂) ※両日とも		